

～就労に関するサポート～

自立支援教育訓練給付金事業

児童保育課手当係 ☎21-2172

就業に必要な教育訓練講座を受講して修了した場合に、給付金を支給します。

※過去にこの給付金を受給したことがある方などは対象外となります。

◇対象講座

雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座等詳しくは、『教育訓練給付制度』で検索。

◇支給額

受講費用の最大6割
(下限1万2千円、上限あり)

◇申込みについて

窓口での事前相談と、講座受講前に申請が必要です。



高等職業訓練促進給付金等事業

児童保育課手当係 ☎21-2172

養成機関で6か月以上修業し対象資格の取得が見込まれる方に、生活の負担を軽減するため給付金を支給します。

※過去にこの給付金を受給したことがある方などは対象外となります。

◇対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師 など

◇支給額(金額は市民税の課税状況で決まります)

職業訓練給付金 70,500円・100,000円(月額)

※修業の最終年度は、上記の金額に40,000円加算

修了支援給付金 25,000円・50,000円

◇申込みについて

窓口での事前相談と修業開始後に申請が必要です。

ハローワーク関 マザーズコーナー

ハローワーク関 ☎23-4135

子育てをしながら就職を希望している方に対してキッズコーナーを設置するなど、子どもを連れて来所しやすい環境で職業相談をしています。

利用する場合、ハローワーク関の総合案内にお申し出ください。ご利用は無料です。

～相談窓口～

お子さんのこと

家庭児童相談室 ☎21-2173

こどもがすこやかに育つように、こどもや家庭の心配ごとについて、こども家庭支援員が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

養育費のこと

養育費は、お子さんの生活費で、離婚の理由や原因とは全く別のものです。離婚時と事情が変わり、お子さんの養育費が必要になる場合があります。

市では無料法律相談を行っているほか、弁護士へ支払った費用に対し給付金を支給します。

<無料法律相談> 生活環境課 ☎21-8342

～その他～

市営住宅

都市整備課 ☎21-8541

ひとり親家庭(20歳未満の子どもと親)は、入居申込みが重なった場合は、優先的に入居することができます(優先入居)。

このご案内に載せていない制度もあります。
詳しくは児童保育課へお問い合わせください。

いちのせき ひとり親支援 制度のご案内



一関市

発行:令和8年4月

発行元:健康こども部児童保育課

T E L :0191-21-2172 F A X :0191-21-4656

～生活の支援・制度～

児童扶養手当

児童保育課 ☎21-2172
または各支所市民福祉課

ひとり親家庭・父母のいない児童を養育している養育者・父母どちらかが障がいを持っている方などに支給される手当です。

◇対象年齢

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※障がいのある子どもは20歳を迎える誕生日まで

◇支払時期

奇数月に2か月分まとめて支払いされます。

生活保護

福祉課 ☎21-2111
または各支所市民福祉課

病気や失業などの理由により、生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障する制度です。原則、世帯（くらしをともしている家族）を単位とし、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、足りない額が毎月、保護費として支給されます。

生活困窮者自立支援制度

くらしサポートセンターいちのせき ☎23-6020

仕事や家計のやりくりなど、生活にお困りの方の相談をお聞きし、解決に向けてお手伝いします。
※生活保護を受けていない方が対象です。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

一関保健福祉環境センター ☎26-1415

母（父）の事業開始やお子さんの進学等のために必要な資金を無利子または低利子で借りることができます。
※各種資金があります。詳しくは、お問い合わせください。

ひとり親医療費助成

国保年金課 ☎21-8316
または各支所市民福祉課

母子・父子家庭の母・父とのお子さん（お子さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）が医療機関で支払った保険診療の自己負担分を全額または一部を助成する制度です。

助成を受けるためには、資格の申請手続きが必要です。

母（父）または母子（父子）の保護者等に一定額以上の所得がある場合は、ひとり親家庭等医療費助成を受けられませんが、お子さんについては、他の医療費助成の対象となりますので、別途資格の申請手続きをしてください。

養育費相談支援給付金

児童保育課 ☎21-2172

養育費はお子さんが健やかに育つために必要な費用です。養育費の確保に関する相談等を弁護士に行った場合に支払った費用に対し給付金を支給します。

弁護士相談料・・・1回上限1万円 3回まで
弁護士着手金・・・1回上限15万円 1回のみ

～子育てサポート～

ファミリー・サポート・センター事業

一関市社会福祉協議会 ☎23-6020

子育ての手助けが必要な人と、子育ての手伝いをする人の会員組織です。

- ・『残業になったので、子どもを預けたい』
- ・『保育施設までの送迎をお願いしたい』など、一時的に育児の手伝いが必要となった時に会員相互で支援します。

小学生以下のお子さんが対象です。
利用するには、事前に会員登録が必要です。

ショートステイ・トワイライトステイ事業

こども家庭課こども企画係 ☎21-2165

保護者の仕事、病気などにより、家庭での養育が一時的に困難となった場合、お子さんを児童養護施設等で養育保護します。利用者の負担額は、市民税の課税状況によって決まります。

利用するには、事前相談が必要です。

一時預かり保育

家庭で保育している保護者が、疾病などによりお子さんの保育ができない場合、市内11か所の保育園などで一時的に保育するものです。

1か月に利用できる日数は14日以内です。

利用するには、一時預かり保育を実施している保育園等に直接予約が必要です。

～子どもへの教育サポート～

就学援助

学校教育課 ☎82-2239

経済的な理由により小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を援助します。

児童扶養手当全部支給の方や住民税非課税の方などが対象です。

放課後児童クラブ

児童保育課 ☎21-2172
または各支所市民福祉課

就労などの諸事情により昼間保護者が家庭にいない小学生のお子さんに対し、放課後や長期休期中、保護者に代わって適切な遊び及び生活の場を提供し、お子さんの健全な育成を図ることを目的としています。

母子・父子世帯では、保護者が支払う使用料等が減額になります。

